

議案第 2 号

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するについて

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第4条第2号ア及びイ、第8条並びに第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 3 号

成田市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正するについて

成田市選挙公報の発行に関する条例（昭和 5 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

成田市選挙公報の発行に関する条例（昭和50年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「基づき」を「より」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第3条第2項中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第5条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

成田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて

成田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月2日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

成田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「いう。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イ及びウを削り、同号に次のように加える。

### イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2の2第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6カ月到達日
- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方

等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の2の3を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ

月到達日において地方等育児休業をしている場合

- (3) 当該子の1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3を削る。

第3条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期为」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇について同条後段の規定により規則で定める期間を考慮して規則で定める期間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の成田市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。



議案第5号

旧卸売市場水産棟等解体工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

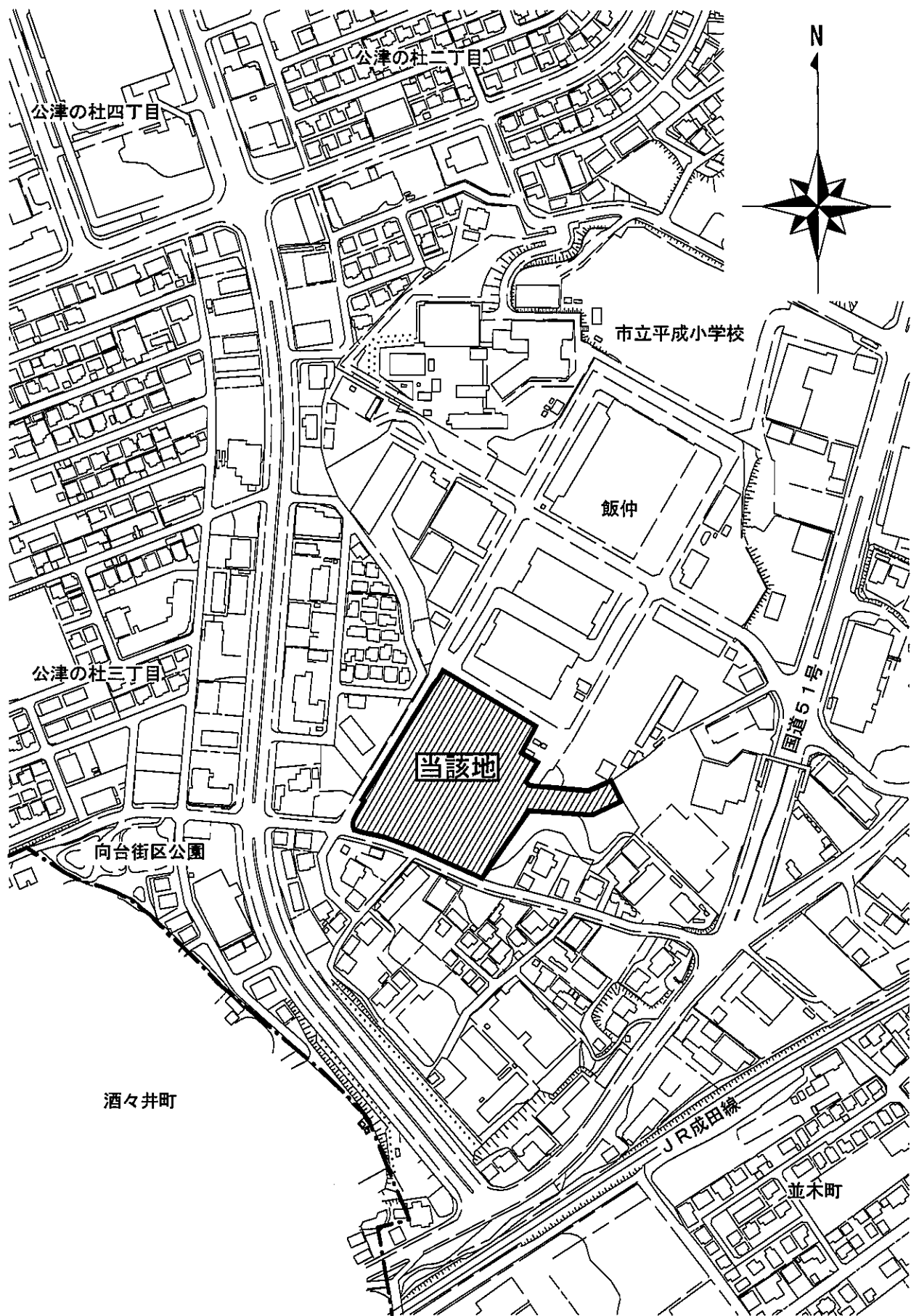
令和4年9月2日提出

成田市長 小 泉 一 成

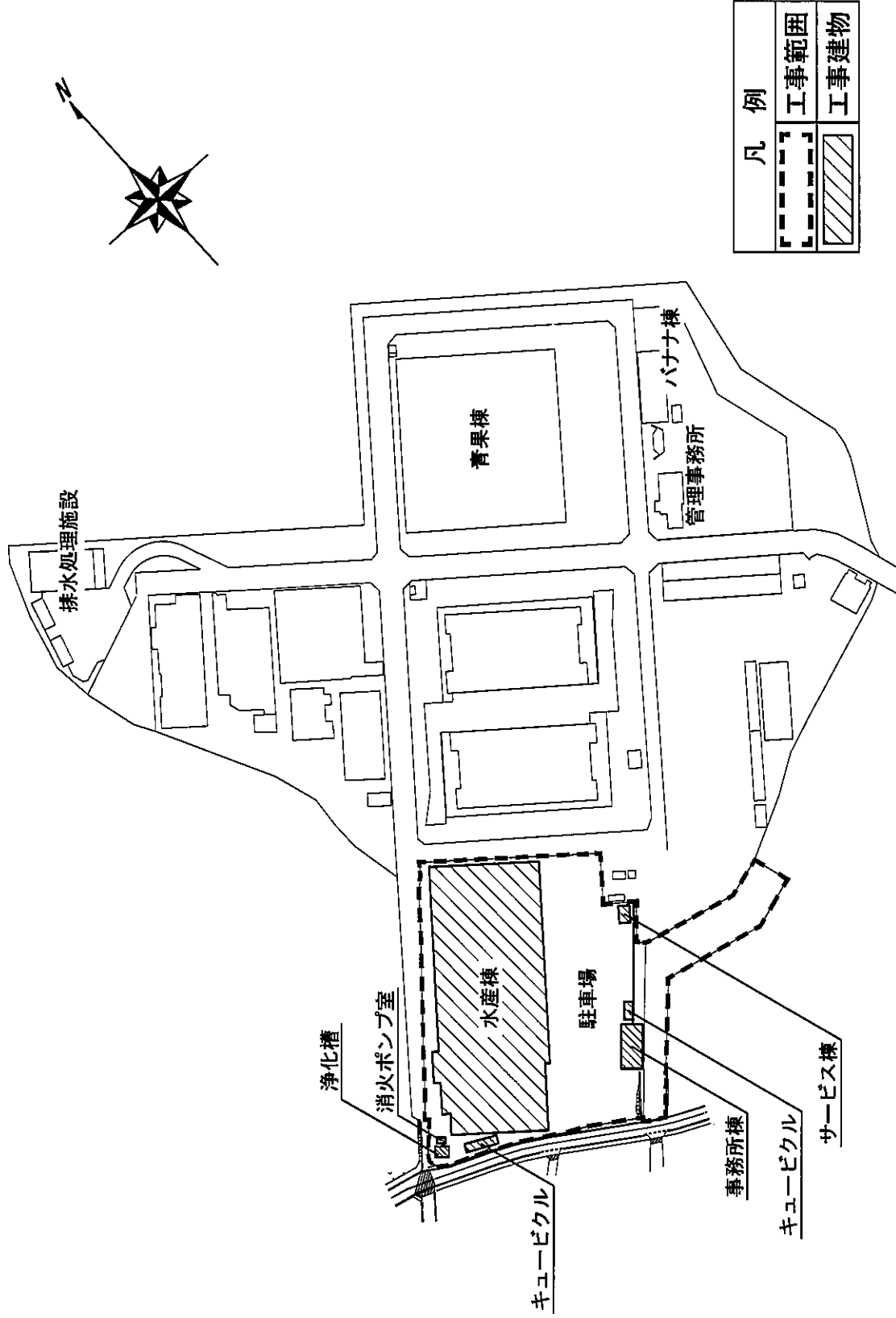
記

- 1 契約の目的 旧卸売市場水産棟等解体工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 144,100,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331  
株式会社ナリコー  
代表取締役 加 瀬 敏 雄

# 位置図



# 配置図





議案第6号

東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設新築工事（建築工事）請負契約  
の締結について

下記のとおり契約を締結する。

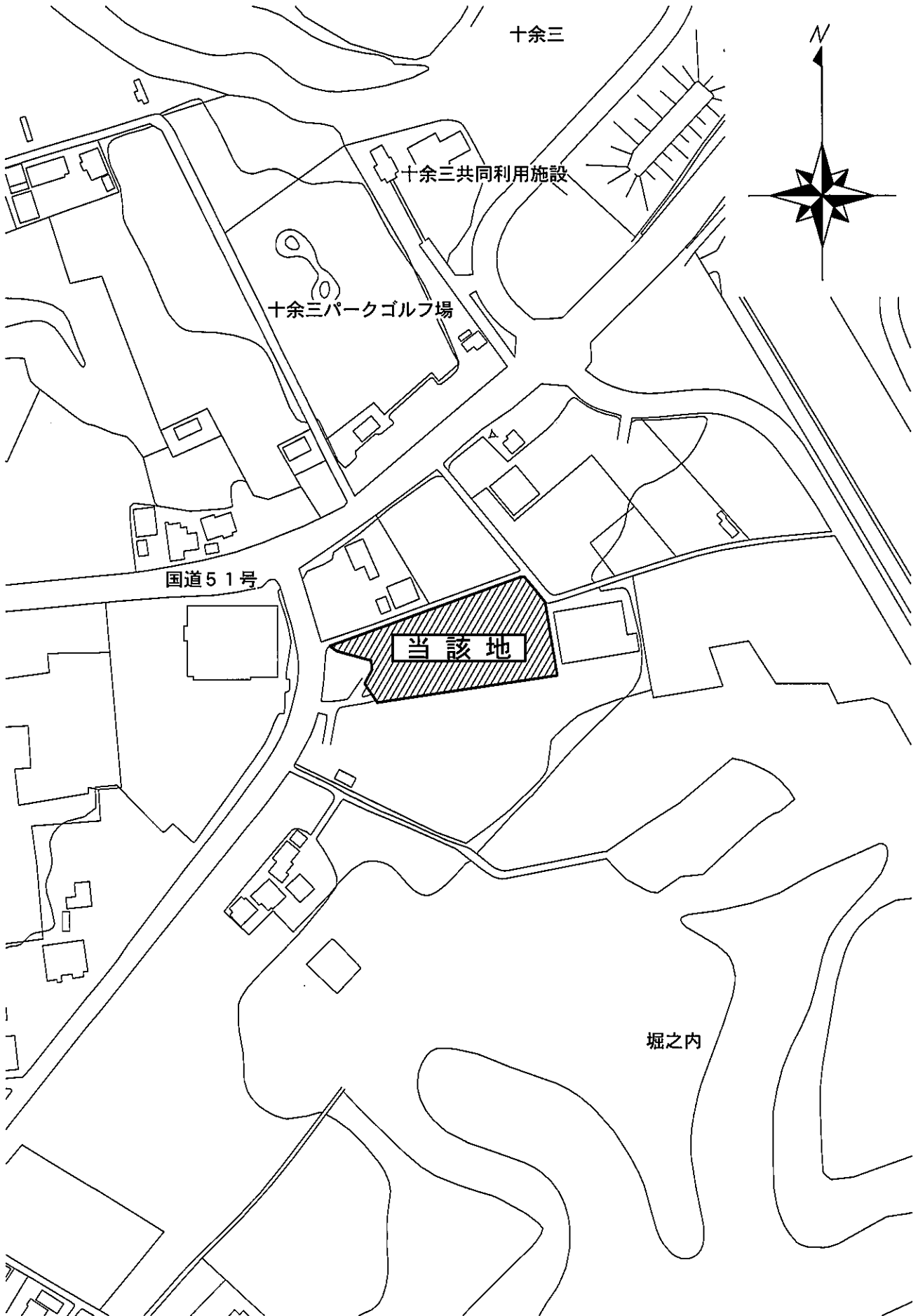
令和4年9月2日提出

成田市長 小 泉 一 成

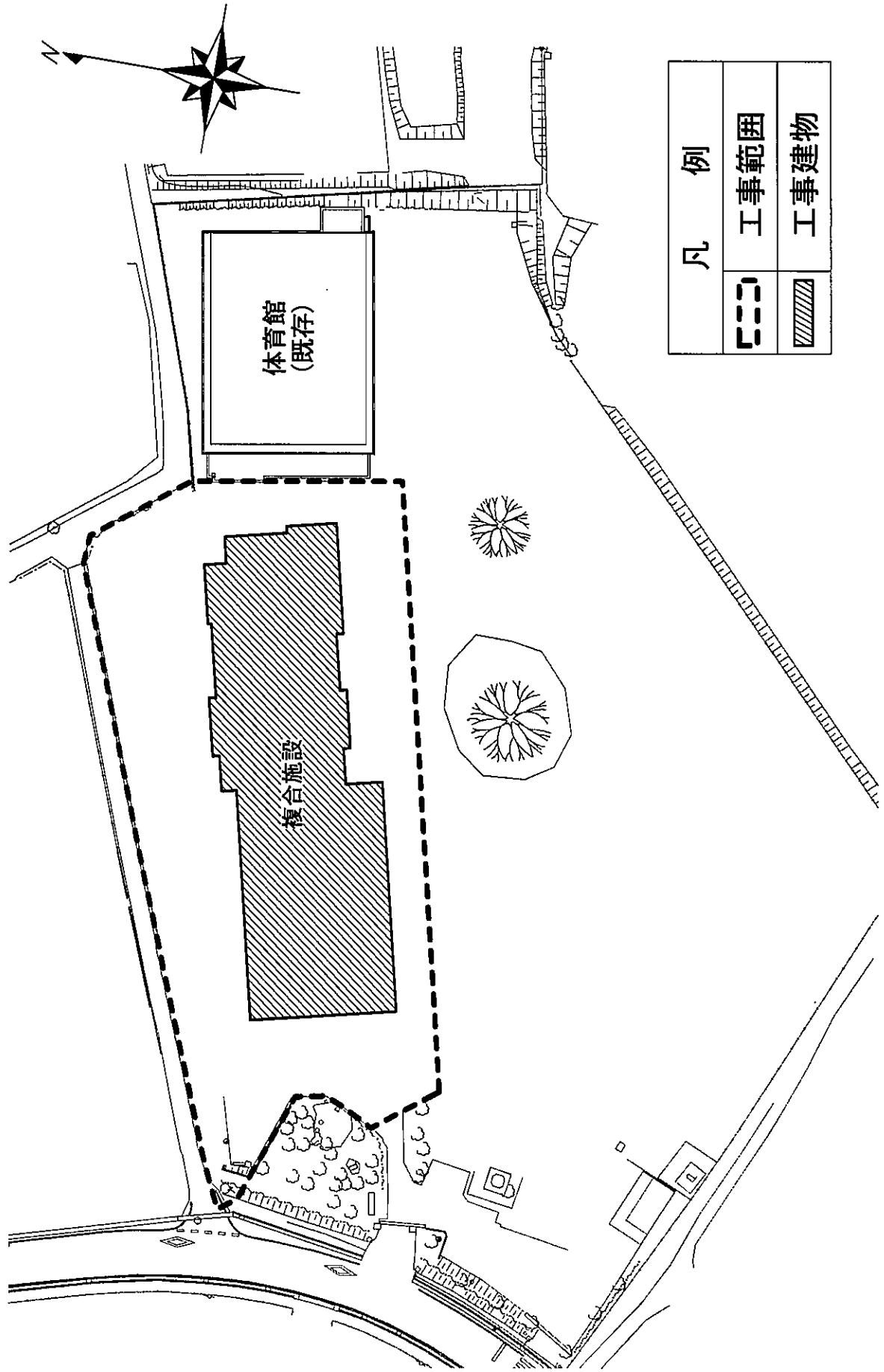
記

- 1 契約の目的 東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設新築工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 448,470,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市西三里塚1番地63  
株式会社大松建設  
代表取締役 吉 川 洋 己

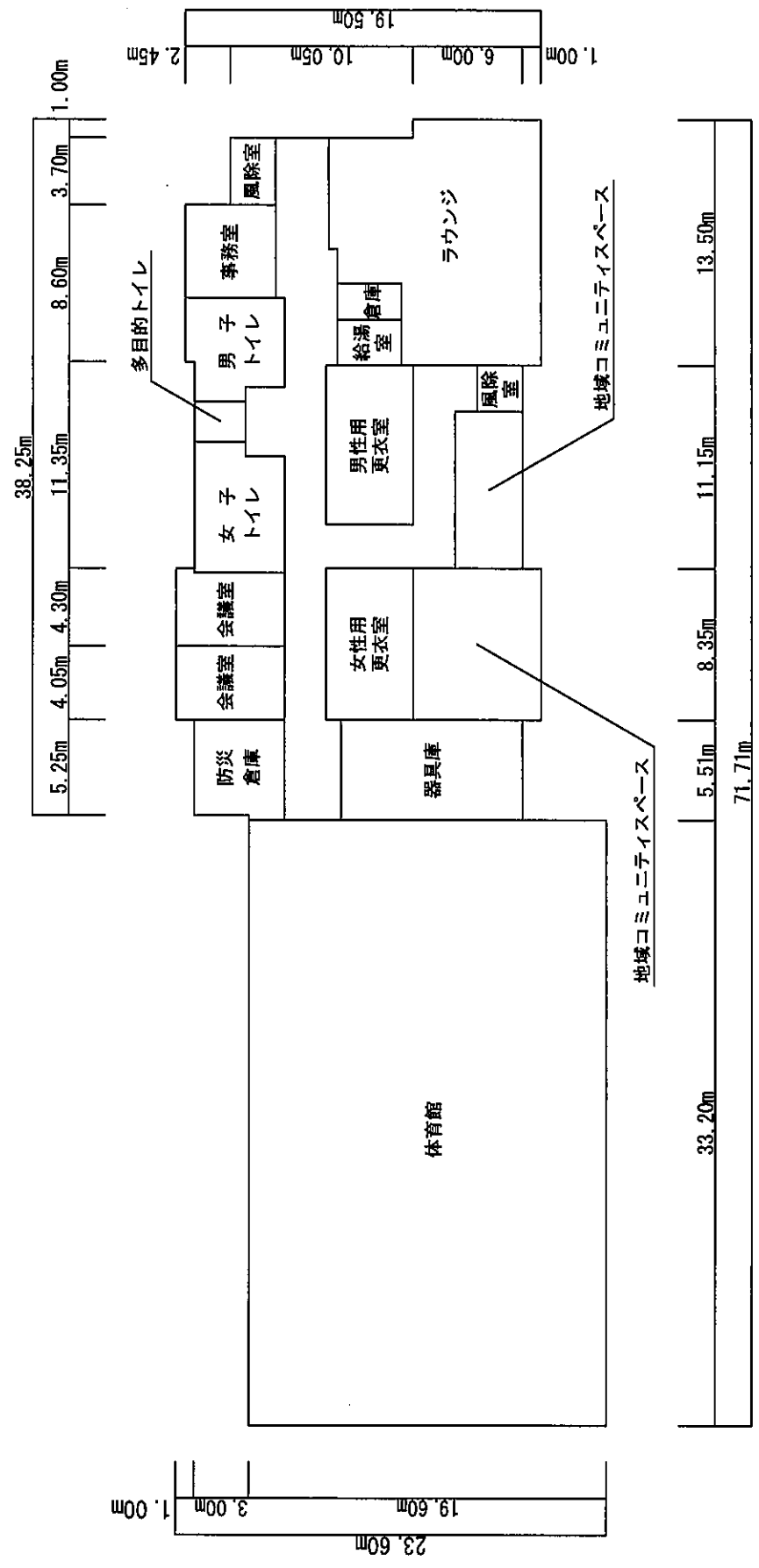
# 位置図



# 配置図

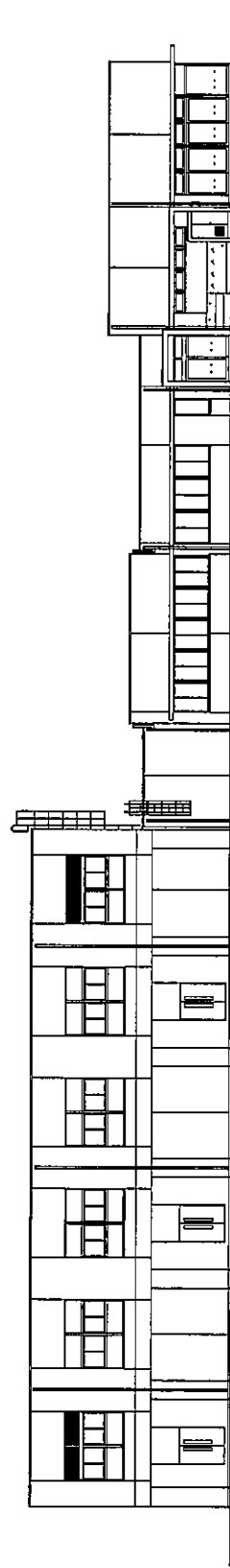


# 平面図

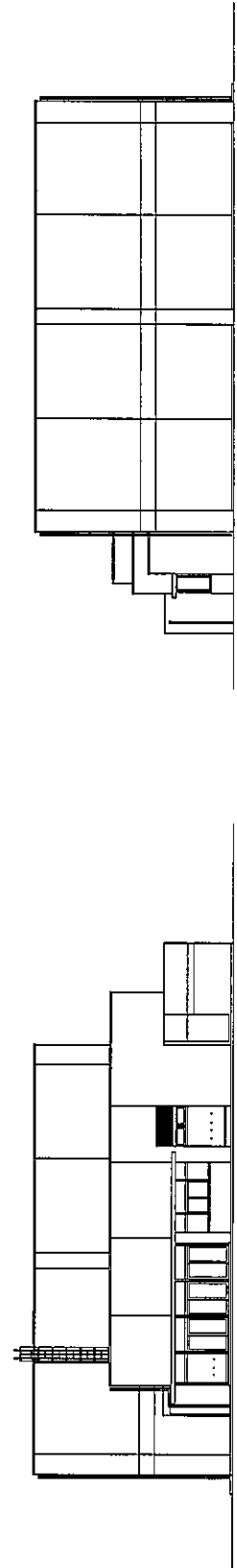


延べ床面積：1,367.27㎡



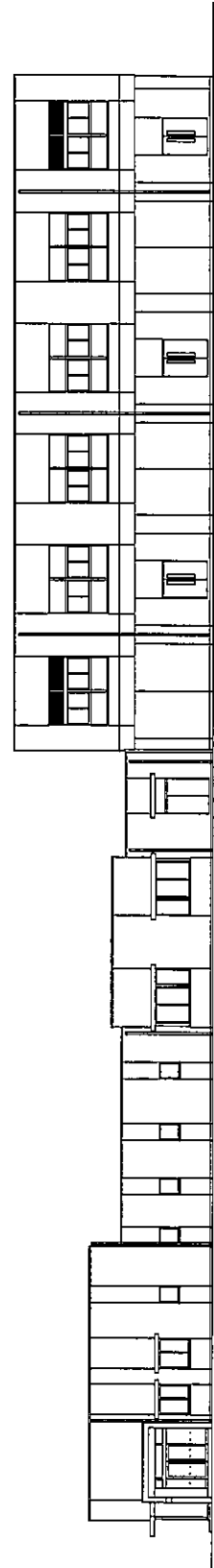


南側立面図



東側立面図

西側立面図



北側立面図



議案第7号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和4年9月2日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 大型ディスプレイ（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 26,143,043円
- 5 契約の相手方 千葉県成田市ウイング土屋156番3号  
株式会社ヤマダデンキ 成田営業所  
所長 佐竹弘康

大型ディスプレイ（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	大型ディスプレイ	252
2	ディスプレイスタンド	252
合 計		504

## 議案第 8 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。